

豊島区青少年育成委員会連合会と豊島区社会福祉協議会の 協力及び活動に関する協定書

豊島区青少年育成委員会連合会と豊島区社会福祉協議会は、互いに協力し、より良好な協働関係を築き、豊島区の子どもたちの健全育成と福祉の向上、並びに地域福祉活動のさらなる活発化をめざして、ここに協定を締結します。

1 目的

- (1) 豊島区の子どもに係わる地域福祉活動の円滑な実施
- (2) 地域福祉事業への区民の参加の促進
- (3) 豊島区青少年育成委員会連合会と豊島区社会福祉協議会との協力関係の強化

2 協力及び活動の内容

- (1) 豊島区青少年育成委員会連合会は
 - ①豊島区社会福祉協議会が依頼する地域での支援が必要な子育て・子育て活動に協力します。
 - ②豊島区社会福祉協議会の趣旨の普及と事業の PR に積極的に協力します。
- (2) 豊島区社会福祉協議会は
 - ①豊島区青少年育成委員会連合会の活動を助成・支援し、地域での子どもたちの健全育成を進めます。
 - ②豊島区青少年育成委員会連合会の活動の PR に積極的に協力します。

3 個人情報の保護

豊島区青少年育成委員会連合会と豊島区社会福祉協議会は、上記2の活動を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律やその他の関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めます。

4 その他

協定の内容を変更する場合は、双方の協議の上決定します。

協定の証として、この協定書を2通作成し、豊島区青少年育成委員会連合会、豊島区社会福祉協議会がそれぞれ1通を保管します。